

関生支部弾圧の報告

☆弾圧の性格

- 産業別労働運動への弾圧
- 中小企業の協同組合運動への弾圧
- 建設現場のコンプライアンス活動への弾圧
- 大阪サミットの先行弾圧
- マスコミやユーチューブを利用した
- 労働組合への反社会的勢力キャンペーン
- 共謀罪適用のリハーサル弾圧

☆共謀罪適用のリハーサル弾圧

①滋賀の事件 恐喝未遂

- ・湖東生コン協同組合（滋賀県東近江市）という生コン協同組合の役員が「大変なことになりますよ」とゼネコンを脅して、滋賀の工事現場で使う生コンを協同組合から買わせようとしたという容疑。
- ・脅す手段は、労働組合による建設現場でのコンプライアンス活動など。

②大阪の事件 威力業務妨害

- ・昨年12月にセメントのサービスステーションでセメント運搬車の輸送を妨害の容疑

③捜査の担当は

- ・滋賀の事件 滋賀県警組対
- ・大阪の事件 大阪府警警備

④滋賀の事件の逮捕者

関生支部委員長・副委員長・執行委員二人と協同組合役員を逮捕。
建設現場での現場行動をした労働組合員は逮捕されていない。

⑤大阪の事件の逮捕者

- ・大阪市港区での行動について16人が逮捕、7人起訴、9人釈放

- ・その後、西成区での行動について、8人逮捕、うち5人は再逮捕。2回目の逮捕は来週、勾留満期
- ・逮捕されたのは、現場行動者だけの逮捕。
- ・ストを行う前にセメント輸送会社に「協力をお願いします」と言いに行ったことが強要未遂とされたが、これは起訴事実から外れた

⑥どんな捜査？

- ・関係者の電話履歴、メールのやりとり、チャットの大量収集
- ・現在の組合員、その他に元の組合員に対する大量呼出し

⑦勾留理由開示公判

罪証隠滅の対象	共謀の構造
罪証隠滅の方法	共犯者との通謀

⑧共謀の立証のために

・大阪の事件

会社側が大量に録画・録音を行っていた

→立証するために録画・録音をされている行為をどう評価するかが問われる

・滋賀の事件

外形的には犯罪行為になるか、そもそも疑わしい。

関生支部のコンプライアンス活動については大阪高裁で「適法」とする決定も出ている

「犯罪の共謀をどうやって作り上げるのか？」

共謀が事件の要

⑨弾圧への注目と関生支部への支援を

勾留満期が来ると次の逮捕者という繰り返し→弾圧収束の兆しなし